

見附市広域協定

- 農地・水保管理支払での第1期対策時には見附市全体でわずか3集落の取組であったが、平成24年度からの第2期対策においては、加盟を要望する集落が30集落と大幅に増加したため、各種事務の煩雑化が懸念された。そこで、組織と行政の負担を軽減し、双方がそれぞれの役割に専念できるよう、1市1組織である「見附市農地・水・環境保全組織」を市主導により設立した。
- 平成26年度からの「多面的機能支払」では、市内で未加盟であった残り36集落が新たに加盟し、名称も「見附市広域協定」に改め、市内の全地域を1組織によりカバーし活動している。
- 平成29年度からは、本協定の事務作業を担う『農村振興センターみつけ』を設立し、より活動に専念できる体制としている。

【地区概要】

- ・取組面積2,506ha（田2,368ha、畑138 ha）
- ・資源量 水路652.8km、農道285km、ため池57箇所
- ・主な構成員 農業者、非農業者、自治会、老人会等
- ・交付金 約141百万円(H28)

〔農地維持支払、資源向上支払（共同、長寿命化）〕

広域協定の組織体制

- 広域協定の運営委員会は、各集落の代表及び副代表、土地改良区等の団体の長が運営委員となり構成
- 委員の中から、会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、地区監事7名を選任
- 活動のルールや活動費等は全て運営委員会で決定され、それに基づき各集落が活動を実施
- 年間2～3回の運営委員会に加え、春、夏、秋3回の研修会を開催
- 事務作業は『農村振興センターみつけ』に委託し、活動に専念できる体制を構築



平成26年度
第1回協定運営
委員会

広域協定の重点活動

- 見附市広域協定では、「多面的機能の増進を図る活動」として、「田んぼダム」に積極的に取り組む
- 協定面積の約50%となる1200haの水田の排水口に、貯留機能を高める「水位調整管」を設置することで、地域の防災・減災対策を補完する役割を担う



田んぼダム用
水位調整管の
設置

広域協定の効果

- 採択・交付申請・報告等の煩雑であった事務負担が軽減
- 資材や物品の購入、補修委託の発注等、共同で実施することで経費が節減
- 各集落間、地域間等での活動費の調整や大型機械を共同で活用し合う等、効果的・効率的な活動の実施が実現



大型機械等を
集落・地域間
共同で活用

○広域協定統一ルールの策定

地域性や規模の異なる集落が集まっている本広域組織では、各集落が多様な活動の取組みを適正に推進するため、活動の実施方法や費目の考え方などについて「統一ルール」を策定し、全集落で合意形成を図っている。
また、各集落が簡単に事務処理ができるよう独自の自動作成ファイルを配布。

統一単価規程

見附市では、平成26年4月に日本型直接支払3支払の活動組織を1市1組織に取りまとめた「見附市広域協定」を設立。
 平成29年4月、市内全66集落をサポートするため『一般社団法人 農村振興センターみつけ』を設立し、「見附市広域協定」から事務作業を受託することにより、活動に専念できる体制を構築。

見附市が主導して、全集落に働きかけを行い組織の広域化を推進

きっかけ
 組織と行政それぞれの事務負担軽減を図りたい

Step1 (H19~H23)
農地・水(第一期対策)
 ○ 農地・水(第一期対策)には、市内の3集落で取組スタート
 ○ 以降、取組に対する機運の高まりから、取組組織数の増加が予想

Step2 (H23)
取組拡大と負担軽減の検討
 ○ 農地・水(第二期対策)では、30組織が加盟を希望
 ○ 組織、行政ともに煩雑な事務に対する不安と活動に専念できる体制の構築が課題であり、市が中心となり、負担軽減策を検討

Step3 (H24~25)
農地・水(第二期対策)
 ○ 第二期対策の取組を希望する30組織を母体として『見附市農地・水・環境保全組織』を設立
 ○ 取組をしていない集落も含めた全集落が参加する1市1組織へ向け、引き続き検討

見附市と広域協定の役員が主導し、事務作業を担う組織を設立

新規で取組を要望する集落は、全て広域組織への加盟を採択要件とした。

Step3 (H25)
更なる広域化の推進
 ○ 合同・個別説明会の実施
 ○ 広域組織として実施した2年間の実績を報告
 ○ 役員任期等、加盟条件の緩和

将来に向けて
スケールメリットを生かした多方面の取組
 ○ 広域協定全体で草刈りなどの維持管理体制を構築し、担い手への支援体制を確立
 ○ 今後の担い手については広域協定全体で考え確保・育成
 ○ 『一般社団法人 農村振興センター』が中心となって、農産物の販路拡大やブランド化を推進

今後の展望

Step5 (H29~)
活動を支援する体制強化
 ○ 活動組織を支援する『一般社団法人 農村振興センターみつけ』を設立
 ○ 理事3名、事務局員1名、パート2名で運営
 ○ 事務作業を委託することにより、活動により専念できる体制を構築

Step4 (H26~)
広域活動組織の設立
 ○ 市内全66集落が加入し、日本型直接支払3支払を実施する『見附市広域協定』を設立
 ○ 事務所には、事務局長と事務局員の2名が常駐し事務作業を実施